

山口県知事 村 岡 嗣 政 様

山口県監査委員	江本	郁夫
同	猶野	克
同	古林	照己
同	正司	尚義

令和 6 年度山口県内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 6 年度山口県内部統制評価報告書について、その審査をしたので、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

令和 6 年度山口県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員は、内部統制評価報告書について、山口県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、また、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものとする。

3 審査の実施内容

令和 6 年度内部統制評価報告書について、山口県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、山口県監査委員監査基準及び内部統制評価報告書審査実施基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 6 年度山口県内部統制評価報告書及び関係資料について上記 2 及び 3 に基づき審査したところ、知事は、ガイドラインに基づく評価手続に沿って、内部統制の整備、運用の状況について適切に把握し、評価していることを確認した。

また、評価の過程で、知事は、「山口県の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備されており、評価対象期間において概ね有効に運用されている。」と適正に評価していると認められることから、内部統制評価報告書における評価手続及び評価結果の記載は相当であると判断した。

5 内部統制制度導入後5年の節目に際しての意見

内部統制制度は、人口減少社会においても行政サービスを安定的・持続的に提供し、事務を適正かつ効率的・効果的に執行するために導入され、今回が、一つの節目にあたる5回目の審査となる。この間、さまざまな取組により本県の内部統制制度は一定の定着が見られるが、一方で、組織内外の環境は今後も変化し続け、業務も日々、複雑化・高度化している。

内部統制とは、業務に組み込まれ、組織内の全職員により遂行されるプロセスであり、組織を取り巻く状況が変わっても、それが有効に機能するためには、所属長はもとより、全ての職員による主体的な取組が不可欠である。

制度を形骸化させることなく、高い統制水準に保つため、洞察力を持ってリスクの識別・評価を適切にアップデートするとともに、職員研修やデジタル技術の活用等により、内部統制に対する職員意識の差異をなくすような取組を進められたい。

また、本審査は知事部局が対象であることから、教育や警察といった他の執行機関と相互に連携し、山口県全体の内部統制水準が底上げされるよう、主導的な役割を果たすことを期待する。